

令和2年4月20日

保護者様

妙高市教育委員会教育長 川上 晃
妙高市立新井北小学校長 西條 敏一

緊急事態宣言を受けての臨時休業について（お知らせ）

国の全都道府県を対象とした緊急事態宣言を受け、新潟県知事から市立小中学校における臨時休業の要請があったことから、下記のとおり臨時休業を行います。

記

1 臨時休業を行う学校等

妙高市立小学校、中学校、総合支援学校

2 期間

令和2年4月25日（土）から令和2年5月6日（水）まで

3 臨時休業中の注意事項

幼児児童生徒には、下記の内容を指導しています。ご家庭におかれましても、ご協力をお願いします。

- (1) 命に係わる緊急事態による臨時休業であることから、感染防止を第一に考え、不要不急の外出はしない。
- (2) 家庭においても、毎朝・毎夕の検温を徹底し、記録をとること。（検温の習慣化）
- (3) 手洗い・うがいを徹底し、やむを得ず外出しなければならない場合は、必ずマスクの着用をする。（友達の家で一緒に過ごす・誘って遊ぶことは禁止です）
- (4) 毎日、健康状態の確認（検温等）を行い、新型コロナウイルス感染症にり患した疑いがある場合は、学校及び帰国者・接触者相談センター（上越保健所）へ連絡する。
- (5) 学習課題に計画的に取り組み、勉強以外のテレビ視聴、ゲーム、SNS等の利用時間の上限を決め、規則正しい生活を送る。

4 家庭学習について

学校から課題が出ますので、課題を中心に学習を行うとともに、教科書や学校で配布されているドリルや教材などを使って、予習や復習を行うよう働き掛けをお願いします。

また、家庭にインターネット環境が整っている場合は、下記のページ等を参考にし、自主的に学習を進めることができますのでご活用ください。

★文部科学省ホームページ「子どもの学び応援サイト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

※学年・学級に分けて時差登校し、10人程度の少人数による学習指導を2時間ほど行う場合があります。実施の場合はPTAメール等で連絡します。

5 その他

- (1) お子様に発熱等があった場合は、学校へ連絡くださいますようお願いいたします。
- (2) 放課後児童クラブは、別紙案内のとおり開設します。